

昭和五十四年第三回福生市議会臨時会議事日程（第二日目）

開議日時 七月二十日（金）午前十時

日程第一

議案第七十五号

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第二

議案第七十六号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第三

議案第七十七号

福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第四

議案第七十八号

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第五

議案第七十九号

福生市消防団条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第六

議案第八十号

福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第七

議案第八十一号

福生市児童遊園条例の一部を改正する条例
（審査報告）

日程第八

議案第八十二号

昭和五十四年度福生市一般会計補正予算（第一号）
（審査報告）

日程第九

議案第八十三号

昭和五十四年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
（審査報告）

日程第十

議案第八十四号

昭和五十四年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正予算（第一号）
（審査報告）

日程第十一

議案第八十五号

昭和五十四年度福生市下水道事業会計補正予算（第一号）
（審査報告）

日程第十二

陳情第三号

福生市都市計画による用途地域の指定変更に関する陳情書

日程第十三

特定事件の継続調査について

日誌第三十三 井ノ口町の町長選挙の件について
日誌第三十二 町長選挙の件について
日誌第三十一 町長選挙の件について
日誌第三十 町長選挙の件について
日誌第二十九 町長選挙の件について
日誌第二十八 町長選挙の件について
日誌第二十七 町長選挙の件について
日誌第二十六 町長選挙の件について
日誌第二十五 町長選挙の件について
日誌第二十四 町長選挙の件について
日誌第二十三 町長選挙の件について
日誌第二十二 町長選挙の件について
日誌第二十一 町長選挙の件について
日誌第二十 町長選挙の件について
日誌第十九 町長選挙の件について
日誌第十八 町長選挙の件について
日誌第十七 町長選挙の件について
日誌第十六 町長選挙の件について
日誌第十五 町長選挙の件について
日誌第十四 町長選挙の件について
日誌第十三 町長選挙の件について
日誌第十二 町長選挙の件について
日誌第十一 町長選挙の件について
日誌第十 町長選挙の件について
日誌第九 町長選挙の件について
日誌第八 町長選挙の件について
日誌第七 町長選挙の件について
日誌第六 町長選挙の件について
日誌第五 町長選挙の件について
日誌第四 町長選挙の件について
日誌第三 町長選挙の件について
日誌第二 町長選挙の件について
日誌第一 町長選挙の件について

午前十時二分 開議

○議長(小林菊三君) ただいまから昭和五十四年第三回福生市議会臨時会第二

日目の会議を開きます。

○議長(小林菊三君) この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸股

の報告をいただきます。

(古谷議会議務局長 報告)

一 陳情の受理について (別添参照)

○議長(小林菊三君) 以上で報告は終わりました。

○議長(小林菊三君) 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討

されておりますので、委員長から報告をお願いします。

(議会運営委員長 貫井喜代次君 登壇)

○議会運営委員長(貫井喜代次君) 御指名でございますので、第三回臨時会第二日
目の議事運営等について、去る七月十八日に開催いたしました議会運営委員会

の結果を御報告申し上げます。

本日は第一日目に各常任委員会に審査を付託された案件の審査報告が主たるもので、ほかに住民から提出された陳情一件及び厚生委員会から申し出の特選事件の継続調査でございます。日程はお手元にお配りのとおりの順序でお願いするここにいたし、陳情はお手元の付託表のとおり、建設委員会に審査を付託することにいたしました。

なお、理事者側から全協の申し出がございましたので、議会側の全協も含めて、本会議終了後に行うことを議運は了承しておりますので、あらかじめお合みおき、お願いいたします。

以上でございますが、最終日の議案が円滑に運はれますよう各位の御協力を、お願い申し上げます。まことに簡単でございますが、報告といたします。

○議長(小林菊三君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく願いたします。

○議長(小林菊三君) 日程第一議案第七十五号 議会の議員の報酬及び費用

弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 鈴木藤次郎君登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 御指名がございましたので、議案第七十五号について御説明させていただきます。委員会の審査内容について御報告を申し上げます。なお、お手元に御配付されております議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は、議長、副議長、委員長、議員の報酬を平均四・九%引き上げようとするもので、委員からの質疑に対する理事者側からの答弁を要約して申し上げます。

都下二十六市における改正状況は、本年二月十五日現在の資料によると、五十三年中に引き上げをした市が十八市、それ以前が五市、本年に入ってから引き上げましたのが二市、今後改定を予定してあるのが四市ということであります。都議会

に提案されている特別職の報酬関係では、知事や副知事が二・二％、議員が二六％の引き上げが本年四月から適用されるようになってゐる。また四年続きの引き上げという考え方については、据え置くことによつて都のうちにアップ率も高くなり、毎年国家公務員や地方公務員の給与改定されている現状からして、その時点で報酬等審議会に諮問することによつて、今回のように低率で済むわけであり、また当市の一般職員の最高給与額は諸手当を含め月額三十九万円となっている。

このような答弁がなされ、また委員中より、一般市民の声を広く聞く措置をとるべきであり、市民要求に充てるためにも四年間連続の引き上げは賛成できかねるこの意見とあるいは二十六市中から見ますと十三位にランクされ、議員としての職責を十分に果たせば、市民から批判を受けるようなアップではない。市民の代表としての責任はな委員で組織されている特別職報酬等審議会において慎重に審議された上での答申額であり、本案は賛成である。

このような意見もあり、本案に対して起立によつて採決いたしましたところ、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく御審議を賜り、当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いいたします。

由二二 報告いたします。

○議長（小林菊三君）

以上で委員長、審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小林菊三君）

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。十二番 松山 清君。

（十二番 松山 清君 登壇）

○十二番（松山 清君） 議案第七十五号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をさせていただきます。

近年、地方議員が、地域住民の要求に答へて地方自治を守り、さらにこれを発展させていくためには、議会開会中だけの活動だけではなく、日常ふだんに住民の中に入って、調査、研究などに努力するなどして、議員としての任務を遂行することが、ますます求められております。

そのような状況のもとで、議員の報酬額を決めるということになれば、議員が議会の活動に専念して、勤労者としての平均的生活と議員独自の活動が保証される限度の金額ということにならうかと考えられますが、現在の福生市議会の議会活動の到達点、また並びに選出されている議員それぞれの生活基盤などをを見るならば、現在の報酬月額二十万円というものが、議員活動をする上で大きな制約になるという状況でないことは明らかであります。また市民の生活状況や営業状況を見るならば、福生市特別職報酬等審議会の答申にもあるとおり、中小企業を多く擁し、不況感がまだまだ強く残っております。また市民一人当たりの税収額は二十六市中二十四番目というように、市民の生活状況はきわめて厳しいものがあることは明白であります。このような状況にもかかわらず、引き上げ幅は五％という数字ではあります。四年連続の引き上げなどということをすべきではないことは当然であろうと私は思います。いま市民が求めていることは、四月に行われた選挙における掲げた公約の実現を期待するのみであると思います。

最後に、特別職報酬等審議会の委員の皆さんには、答申に当たって御苦勞されたと思います。今後市民の意見等もくみ上げる場というものも、審議

過程の中に取り入れられるべきであらうと私は考えます。

このようなことを申し述べてまして、簡単ではありますが、議案第七十五号の反対討論といたします。

○議長（小林菊三君） 次に賛成者 二番 仲村清信君。

（二番 仲村清信君 登壇）

○二番（仲村清信君） 議案第七十五号について賛成の討論を行います。

本議案は、石川市長より福生市特別職報酬等審議会の答申に基づき提出されたものであります。答申書の内容を拝見したときに、市民の代表者である各委員もその責務の重要性を深く認識され、答申の内容が市民に十分納得の得られるものであるよう配慮しながら、四回の審議会を持たれた結果、昭和三十一年条例第十二号の一部を改正する本議案となったものであります。

議員の報酬について都下二十六市を見たときに、これは昭和五十四年二月一日現在の資料を元にしたものですが、最高に支払われている八王子と当市を比較したときに、議長で十一万円、副議長で九万五千円、議員で八万円の差があり、当市を下回った市は武蔵村山市と秋川市の二市だけでありまして、二十六市の議員

の報酬の平均が二十三万九千円となっております。今回の改正では基本額の一万円の増でありますので、数字の上では二十六市の平均を満たしておりますが、当市の現況を見たときに相当額であると考えます。

また、議員報酬の増額が単に物価が上がったからということだけの理由ならば、当然のことながら税金のむだ遣いと市民のおしかりを受けるかも知りませんが、要は今回の改正が市民にどうプラスされるかが問題ではないかと考えるときに、議員諸氏におきましては、福生市民のため、また福生市の繁栄のためにも活発な政治活動を行っていくならば、市民からも十分御理解がいただけるものと思っております。

○議長(小林菊三君) 以上で討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

本案は委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立多数であります。よって議案第七十五号は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長(小林菊三君)

日程第二議案第七十六号 非常勤の特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 鈴木藤次郎君 登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 御指名がございましたので、議案第七十六号に対する委員会の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されておりますので、議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査の冒頭におきまして、理事者側より本改正の内容と説明がなされた後、質疑に入りました。

委員より、非常勤特別職の法的根拠は何か、今回の改正しようとする委員以外を除いた理由、あるいは受け持ち世帯の少ない町会に対する行政事

務連絡員委嘱のあり方について質疑があり、理事者側より、地方公務員法第三条において一般職員と特別職員に分けると規定され、さらに地方自治法第二百三条では普通地方公共団体の非常勤の職員に報酬を支給しなければならぬ旨規定もある。列表中、今回改正しない委員については、二十六市の平均より上回っている部分については除いたわけであり、行政事務連絡員制度は他市にはないようですが、公の支配に属さない町会に対し、市から補助することは憲法章反だとの趣旨から、昭和三十年代からこの制度を設け、その町会から推せんされた人を行政事務連絡員として、市長が任命する形をとってきたが、現在構成員の少ない町会もあり、市としてはその解決策に押しつけるわけにはいかず、各町会において納得した上で解決されるよう願っている。

さらに委員より、法的問題等むずかしい面があるとは思いますが、一面、ごみ減量運動等、行政面からのいろいろな協力をしていただかなければならない問題も多くあり、本案は賛成である。また他市において議員が町会長を兼務しているところもあるが、今後行政事務連絡員と議員が兼ねている場合、報酬について議会選出の監査委員等と同じように差を設けるよう検討願いたい。

このような発言もあり、本案については全員一致で原案どおり可決した次第であります。

よろしく当委員会報告のとおり御可決くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○四番(高水物心八君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第七十六号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま高水物心八君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 よって議案第七十六号は委員
会審査報告どおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第三議案第七十七号 福生市長等の給与に関する

条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報
告を願います。

(総務委員長 鈴木藤次郎君 登壇)

○総務委員長(鈴木藤次郎君) 御指名でございますので、本案に対する委員会
の審査概要について報告させていただきます。

なお、議案審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案も特別職報酬等審議会への答申を受け、市長、助役、収入役の給与
の改定をしようとするものであると説明があり、委員から一般職の最高額と

三役の年収額はどの程度になっているか。 今年一般職のペアーはどの程度に見て
いるのか等の質疑があり、これに対し一般職の最高年収額は約六百七十五円で、三役は
七百万円を下回らないと思う。 今年ペアーは昨年並みで見て、都の人事委員会の勤
告は定期昇給分を含め五・七％程度と見ている。

このような答弁があり、さうに委員から、本案についても市民の声を反映させる方
法も講じておらず、市民要求に対しては財政的に苦しいとかいうことを言っている
にもかかわらず、引き上げることについては反対である。あるいはまた二十六市の状況や
五％の引き上げでは決して高いものではなく、妥当なものであるとの意見もあり、引き
続き本案については起立によって採決いたしましたところ、賛成多数で原案のとおり
可決すべきものと決定した次第でございます。

よろしく当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げまして、
報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。
討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。
十二番 松山 清君。

(十二番 松山 清君 登壇)

○十二番(松山 清君) 議案第七十七号 福生市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対討論をいたします。

市長においては、まずなすべきことは申すまでもなく、住民福祉の向上を図るべき、自治体の最高責任者としての任務を遂行することであり、いま石油問題を中心として経済が大きく変動しようとしており、市民はインフレ不安の中で、市当局への要望もますます多様になってきております。

このような状況の中において、市長、助役、収入役の給与においては、いまの市民の生活状況から比べて、はるかに高い給与が現行でも支給されております。市民に向かつては、市財政の厳しさを説き、市民要求にはなかなか耳を貸さず、その一方四年連続の給与の改正を実施するなどということがあってはならないと、私は考

えます。報酬等審議会の答申があれば、それを自動的に提案しなければならぬということもありません。また、給与の改正を臨時議会の議案として提案するということも道理にあわないだろうと私は考えるものです。

市政運営の最高責任者として、住民福祉向上を図るべく、その職責を果たすよう要求することを申し添えまして、簡単ではありますが、私の議案第七十七号の反対討論といたします。

○議長(小林菊三君) 次に賛成者 二番 仲村清信君。

(二番 仲村清信君 登壇)

○二番(仲村清信君) 議案第七十七号について、賛成の討論を行います。

本議案も福生市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長より提出されたものであります。都下二十六市の市長等の給与を見たときに、上位支払い市との差は大きく、当市は下位にあります。

答申書の内容にも記されているように、二十六市中、市民一人当たりの収税額については二十四番目であり、市民一人当たりの決算額、投資経費は二十六市中上位にあります。このことは、理事者が補助金の獲得等、自主財源以外の

資金によつて、市民に大きな利益を還元していることをあつわしていると記されています。今後も福生市の健全な財政を目指し、多くの市民が夢と希望の持てる市行政を推進していただくには、当市の現況を見たときに相当額であると考え、本議案に賛成するものであります。（拍手）

○議長（小林菊三君） 以上で討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

本案は委員会審査報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小林菊三君）

起立多数であります。よつて議案第七十七号は委員会審査報告どおり可決されました。

○議長（小林菊三君）

日程第四議案第七十八号福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 鈴木藤次郎君 登壇）

○総務委員長（鈴木藤次郎君） 御指名がございましたので、議案第七十八号について報告をさせていただきます。

なお、本案についても、お手元に御配付されております。審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案は、前の議案と同様、特別職報酬等審議会の答由を受け、教育長の給与を5%アップしようとするものであると、説明がなされ、本案についても、委員より賛否両論の発言がありましたので、起立によつて採決いたしましたところ、賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。よろしく当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（小林菊三君）

以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）